

No. 101

41. 2. 5 発行
発行人 船木長一郎
佐呂間町長
編集人 庶務課 第二係
印刷人 佐呂間印刷

人の動き

世帯数 2,870
人口 13,163
男 6,609
女 6,554
12月31日現在人口

農業学園冬期合宿

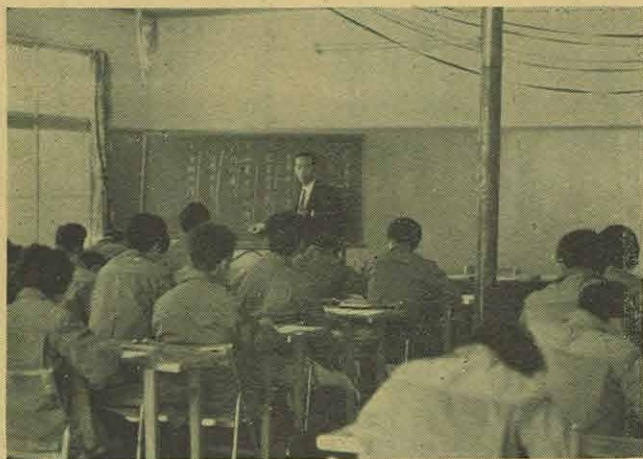
一月十七日～二月十六日

農山漁村に於く青少年は、近年とみに少なくなり、農業を基幹とする町村には、悩みであり大きな問題として取り上げられております。現代社会の移り変わりや、労働環境の変化に、農村の青年は大なり小なりの不安を感じているようすがとりわけ、大自然を相手の農業においては、その感が深く都会との憧憬にかられるのも、若さばかりでなく社会環境と云うか何か構造上に欠かんがあるのではないかと思います。

これらの青少年に対して、勤労意欲と、次代を担う後継者としての積極的な責任感、農業に対する新しい知識を修得する意味において農業学園を昨年開園致しましたが現在四〇名入學しており、一月十七日から社会福祉会館と町有住宅

に合宿して勉強を続けております。日課としては朝七時起床、八時朝食、九時から十二時迄受講、昼食一時間、一時より四時迄受講、一時間自習、五時夕食、六時帰宿、九時迄自由研究、九時半就寝と規則正しい毎日を過しております。講師は町長始め町理事者と関係部課長、農業改良普及所、高校、共済校等、多数に及び、研修科目としては、青年倫理、農政時事、郷土史、計算実務、農業畜産、家庭社会等全般的な事柄を熱心に受講しており後継者としての自覚は勿論、数多くの若く青少年が持つている、孤独や鬱然とした不安を解消出来る事と思えますしその成果も期待されております。

新年度からは、多くの青少年の方が入園される様希望致します。



受講する農業学園生

道路を広く使おう

除雪にみんなで協力



駐車が多い大通

雪が降りつもつて道幅がせまくなり、人も車も道路を通行するのに非常に苦勞するほか、うっかりすると交通事故にあつた危険が大きくなつてきます。

道路はみんなのもので、人まかせにせず、自分の家の前はきれいに除雪をして、交通事故の原因をなくするため、次のようなことを、ぜひまもるようにしましょう。

- 道路に雪や水をまき散らさない
- 道路に商品や雑品を積んでおかない。
- せまい道路に、必要以上に長い時間駐車しない。

●道路標識を見えないように、品物や雪などでじやまをしない。

スリップ事故にも注意して、雪みちでは、道路が凍つていてスリップすることがあります。ブレーキをかけたとき、スリップして前の車に追突したり、前から走つてきた車に衝突したりして、思わぬ大きな事故にあわないよう、いつでも道路の状態に合ったスピードで運転しましょう。



三税の申告は 共同納税相談会で

期間 2月15日～3月15日

共同納税相談日
三税(国税・事業税・町税)
二月二十八日 若佐
三月一日～三日 佐呂間
二税(事業税・町税)
三月七日 若佐
三月八、九日 佐呂間

昭和三十九年度
決算報告

昭和三十九年度各会計決算は、町監査委員、町議会決算審査特別委員会の審査を経ましたので、内容について、佐呂間町財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、これを公表致します。

一 般 会 計

才 入 二億九、三五七万〇、二二三円
才 出 二億八、一二九万一、四九〇円
残 額 一、二二七万八、七三三円

昭和三十九年度決算規模は、一般会計にあつては、才入二億九、三五七万〇、二二三円、才出二億八、一二九万一、四九〇円で、前年度に比べると才入、才出とも一二％の増加となつてます。才入、才出の差引額は、一二二七万九千円と大きな残額になつておりますが、主な原因は才入において、町税、地万交付税等で七百万円あまり予算額より増収になつ

ておりますが、寄附金、繰入金等において、当初予算より収入減があり、才入総体では大体予算通り一方才出は一千四〇〇万円と大きな不用額を生じましたが、これは各項目の予算残と、浜佐呂間公民館の支出が不用になつたのが大きな理由です。以下各項目別は次のとおりです。

昭和39年度一般会計決算

才 入					才 出				
款	予 算 額	決 算 額	予算対決 算増減	決 算 額 比	款	予 算 額	決 算 額	不 用 額	決 算 額 比
	千円	千円	千円	%					%
町 税	46,852	50,735	3,883	17.3	議 会 費	6,724	6,724	-	2.4
地 方 交 付 税	114,169	116,879	2,710	39.8	総 務 費	75,575	74,037	1,538	26.4
使用料及手数料	4,687	5,035	348	1.7	民 生 費	14,680	14,323	357	5.2
国 庫 支 出 金	6,886	6,920	34	2.4	衛 生 費	3,195	2,906	289	1.0
道 支 出 金	46,531	46,613	82	15.8	労 働 費	5,159	4,967	192	1.8
財 産 収 入	2,465	2,670	205	0.9	農 林 水 産 業 費	80,962	77,770	3,192	27.6
寄 附 金	9,618	5,176	△ 4,442	1.8	商 工 費	5,575	5,393	182	1.9
繰 入 金	17,135	14,186	△ 2,949	4.8	土 木 費	30,122	29,713	409	10.6
繰 越 金	10,500	10,551	51	3.6	消 防 費	6,991	6,775	216	2.4
諸 収 入	22,744	21,005	△ 1,739	7.2	教 育 費	48,671	42,288	6,383	15.0
町 債	13,800	13,800	0	4.7	公 債 費	16,016	15,872	144	5.7
計	295,387	293,570	△ 1,817	100	諸 支 出 金	523	523	-	
					予 備 費	1,194	-	1,194	
					計	295,387	281,291	14,096	100

昭和39年度町税納入状況

税 目		調定額	収入額	収入歩合
町 民 税	現年度	12,290	12,228	99.5%
	法 人	1,895	1,893	99.9
	滞納分	958	175	18.3
固 定 資 産 税	現年度	15,995	15,713	98.2
	交付金	5,519	5,519	100.0
	滞納分	3,694	443	12.0
軽自動車税	現年度	1,259	1,231	97.8
	滞納分	106	28	26.4
電 気 ガ ス 税	現年度	1,987	1,987	100.0
たばこ消費税	現年度	7,109	7,109	100.0
木 材 引 取 税	現年度	4,209	4,209	100.0
	滞納分	239	174	72.8
旧法による税	滞納分	146	25	17.1
合 計	現年度	50,263	49,889	99.6
	滞納分	5,143	845	16.4
	計	55,406	50,735	91.6

支出の概況

才出のうち投資的経費として支出されている額は、約六、五八七万三千円で全体の二三、四％に当ります。この内訳として主なものは役場庁舎ほかの建設費一、七〇六万二千円、社会福祉会館ほか建設費四〇〇万円、若佐中学校増築、高枝住宅新築費はか一、二二二万六千円、失対事業費三、四四二万二千円、低経家畜及トラクター購入費五九万六千円、道路、橋梁新設改良費一、九六四万八千円、消防自動車購入、火防井戸新設費はか三五〇万九千円が支出されており、この財源内訳を見ますと、国や道の補助金一、〇四三万九千円、長期借入金七、七〇〇万円、寄附金その他特定財源一、七二九万円、一般財源（税金、及交付税等）二、〇五九万二千円となつております。

住民負担額

住民が直接負担する、町税収入及税外収入は、町財政の基本になつてはいるものですが、昭和三十九年度の町税収入は、全体の一七、三％に当る五、〇七三万五千円で、使用料手数料などの税外収入五〇三万五千円を加えると合計五、五七七万円になります。これからの電気ガス、たばこ消費税等間接的なもの一、八九九万三千円を除きますと実際の住民の負担額は、三、六七七万七千円となります。昭和三十九年度現年度分調定額より国、公社等交付金、納付金、タバコ消費税、電気ガス税亦特定の業種に課税される木材引取税を、除いた額を昭和三十九年四月の住民登録人口、世帯で、それぞれ除した個人負担は、一世帯当り一万〇、八九七円、一人当り二、二九四円になります。

国民健康保険事業

才 入 27,04万3,911円
才 出 24,87万5,429円
残 額 2,16万8,482円

国民健康保険

才 入					才 出				
款	予算額	決算額	予算に対する増減	決算額構成比	款	予算額	決算額	不用額	決算額構成比
国民健康保険税	7,975	8,061	86	29.8	総 務 費	3,206	3,045	161	12.2
使用料及手数料	20	16	△ 4	—	保 険 給 付 費	21,848	19,732	2,116	79.3
国 庫 支 出 金	15,934	15,560	△ 374	57.5	保 健 施 設 費	712	602	110	2.4
繰 越 金	3,018	3,019	1	11.2	公 債 費	1,433	1,422	11	5.8
繰 入 金	300	300	—	1.1	諸 支 出 金	94	74	20	0.3
諸 収 入	73	88	15	0.4	予 備 費	27		27	
合 計	27,320	27,044	△ 276	100.0	合 計	27,320	24,875	2,445	100.

特 別 会 計

浜佐呂間簡易水道事業

昭和39年度予算額 1,939,000円
収入済額 1,681,430円
支出済額 1,541,435円
差引残額 139,995円

町有林事業

昭和39年度予算額 18,558,000円
収入済額 14,332,392円
支出済額 14,328,475円
差引残額 3,917円

と 場 事 業

昭和39年度予算額 2,730,000円
収入済額 3,500,949円
支出済額 2,722,853円
差引残額 778,096円

佐呂間簡易水道事業

昭和39年度予算額 9,214,000円
収入済額 9,166,022円
支出済額 8,643,452円
差引残額 522,570円

昭和39年度と場利用状況

と 殺 頭 数 5,701頭
使用料収入 3,135,100円

収 入 状 況

税 目		調定額	収入額	収入歩合
国保税	現 滞	8,037	7,801	97.1
		2,683	2,600	96.9
計		10,720	10,401	97.0

負 担 額

1戸当 4,781円 1人当 900円

給 付 の 状 況

療 養 給 付 15,682件 33,340,277円
療 養 費 16件 68,110
助 産 給 付 114件 228,000
葬 祭 給 付 49件 49,000

給 付 総 額 33,685,387円

国保税収入状況及療養給付状況

本町のよう、農村地帯では特殊財源に恵まれないので、人件経常経費が多額の部分を占めるものと思料されるが、今後共一層予算執行に留意し健全財政の維持に努めて戴きたい。各会計の決算については、予算、収入、支出、財産については財産台帳と年間の異動記録台帳を、物品については年度当初の在庫、年間の購入、消耗、残等を照査した結果計数的には正確であると認めます。

町税の収納成績については、現年度は非常に良好であるが、滞納税の中には徴収可能なものも見受けられるので、今後充分の徴収措置を講じられたい。亦農業構造改善事業は、町予算の一〇%にもあたる大事業であり、その成果は町農業全体の将来に大きな影響があるので、事業推進に当っては、特に細心の注意と努力を傾注願いたい。結論としては、事業を積極的に執行することは、誠に結構であります。



支庁管内農業実績発表大会
◎最優秀賞に 根本 紘一君
◎優秀賞に 川村 絹子さん

監査委員の
決算審査の意見

だが、健全財政のためまえから、充分考え財政計画のもとに運営せられる様希望します。

総額	1億2,403万3,256円
借入先別現債高	
大蔵省資金運用部	44,954,575円
郵政省簡易保険局	63,864,021
公営企業金融公庫	1,666,660
農林漁業金融公庫	3,100,000
公立学校共済組合	6,048,000
全国自治会	1,000,000
北海 道	3,400,000
使途別現債高	
土 木 債	13,868,513
教 育 債	53,885,926
公 営 住 宅 債	9,091,658
道 地 整 備 債	3,400,000
そ の 他 債	14,548,107
町 有 林 事 業 債	3,837,096
国 保 事 業 債	1,137,790
と 場 事 業 債	6,194,245
簡 易 水 道 事 業 債	18,069,921
合 計	124,033,256

地方債は、町のいろいろな事業を行うための資金として、政府、公庫などから借入れしている長期資金で、年々、年次償還をしておりますが、昭和四〇年三月末現在の借入残高は、次のとおりになっております。

地方債の現債高

1. 資格喪失のこと

今回は、国保の被保険者の資格の喪失について申し上げたいと思います。窓口の事務を通じてみておきますと、案外理解されてないのが資格喪失であります。

国民健康保険では、市町村の区域に住所を有するにいたれば、その時に、当該市町村の行う国民健康保険に必ず加入しなければならぬものであります。しかし、市町村の区域に住所を有する

※ 四十一年度は、四十年度に引続き、国民健康保険事業の運営に

とつては、多難な年になりそうです。昨年の一月一日から

の世帯員七割給付の実施、医療費の緊急は正等の措置は、医療費の予想

以上、国保財政の運営を極度に圧迫する大きな原因となり、しかし、

ながら、医療の給付内容を充実いたしましたことは、受診率の向上となり

疾病の早期発見、早期治療となつて、地域住民の健康管理に大きく寄与されたとも言へるのではないかと思ひました

※ にいたれば、すべての人が国保の被保険者となるかと思ひますと、そうではなくて、次のいづれかに該当する方は、市町村の行う国民健康保険の被保険者とはならないものです。

国保あれこれ

(1) 職員等共済組合法、私立学校教育職員組合法に基く共済組合の組合員。

(2) 日雇労働者健康保険法の規定により、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びこの規定による被保険者。

(3) 町財政も断々苦しくなつてきましたが、前述の通り今や国保事業、私達住民生活に欠くことのできないものであり、今後は一層改善充実を図る必要があります。

(4) 被保険者一人、一人の御協力をいただかなければなりません。国民健康保険事業について、町公報の紙上を借りて「国保あれこれ」と題し毎号、被保険者の皆様のお役にたつと思はれることや、ぜひ識つていただきたい事項を連載し、御理解と御協力をお願いする事にいたしました。

(5) ただしこの中七条の適用除外の承認の規定を受けて、この規定による被保険者とならない期間にある者及びこの中八条三項の規定により当該日雇労働者健康保険被保険者手帳を追納した者及びこの規定によるその者の被扶養者は除く。

(6) 生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く）に属する者

(7) 国民健康保険組合の被保険者

(8) 国立のらい療養所の入所患者その他の理由で厚生省令で定める者。

一、資格取得の時期

では、国保の被保険者として、資格を取得する時期はいつかと申しますと、

当該市町村の区域に住所を有するに至つた日又は、(1) (8)の事項のいづれにも該当しなくなつた日から、国保の被保険者の資格を取得することになります。たとへば

健康保険の強制適用事業に使用されてきた者が使用されなくなつた日であり、届出の有無にかかわらず、右のような事実が発生した時に、必然的に被保険者の資格を取得することになります。したがって、なんらの手続きを行わずとも、保険給付を受ける権利、保険税を負担すべき義務（被保険者の属する世帯主に限る）が発生することになります。このため国民健康保険法では、被保険者の属する世帯主に対し、所定の届出義務を課しております。

ところが、国保に加入すれば、保険税が賦課されるから、世帯主に病人が出ないうちは、届出をしないでおこう、必要になつたら届出をして保険の給付を受けようとする方がありますが、前にのべま

した通り、数ヶ月または一年以上を経過している被保険者資格取得の届のない者についても、すべて住所を有するにいたつた事実または適用除外の規定（1）から（8）までの事由）のいづれにも該当しなくなつた事実に基づいて、その日から国民健康保険の被保険者の資格を取得することになりますので、資格取得の届出は忘れずに行うように御協力をお願いいたします。

（以下次号）

生活の智慧

運転者の視力は落ちていて

車を運転している人の視力は、時速四十キロの場合、ふだん一、二の正常の視力の人が〇、八に落ちます。そして、側面を見る側方視力にいたつては、わずか〇、一ぐらいに落ちますから、横から人が急に飛び出してもわからないことが多いのです。車の直前横断がどんなに危険かわかりでしょう

生活のリズムを変える

「よいつぱりの朝寝坊」午前中は調子がでない」「夜はどうし

野兎補獲許可証の交付を受けましょう

町の林務係で、野兎補獲（針金わな）許可証交付の受付をしております。御希望の方は、印鑑持参の上申請して下さい。

受付日は、若佐支所 二月十五日 浜佐呂間出張所 十六日 役場本庁 十七日 十八日

でも眠くつて。朝早いのはかわいくないけれど……」といった調子で人によつてベスト、コンディションになる時間はそれぞれ違ひます。よいつぱりの朝寝坊では、朝早くはじまる試験には調子がでません。そんなときには、一カ月前から早寝早起きを心がけましょう。

人間の生活のリズムを変えるには、ほぼ一カ月はかかりますから。

◎おかあさん、ご用心！

一日のうちでこどもの交通事故のもつともおこりやすい時間は、午前十一時から十二時と、午後四時から六時だといわれています。これはおかあさんがたが食事の準備に追われている時間です

新入学児童をもつ家庭へ

一、学校は、たのしいところであるということを子どもたちに知らせておきましょう。

子どもは、学校へ行くことを喜んで待っています。「楽しく遊んでよいところですよ。」といつてやりましょう。

一、自分のことは自分でするという習慣をよくつけておきましょう。

ごはんをたべること、便所にいくこと、顔をお自分で洗うこと、はなをかむこと、靴下や靴をひとりでくこと、ぼうしや、かばんをひとりでかけたり、はずしたりすることなど、日常の子どもの生活のうち、学校にかよいだしてから特別にしなければならぬことを子どもが自分ひとりでできるように、時間をかけて、習慣づけるようにしておきましょう。

一、なまえをよばれたら、返事ができるようにしておきましょう。

学校では、おおぜいの友だちといつしよの生活です。友だちや先生から、自分のなまえをよばれたら返事ができるようになれさせておきましょう。

一、なるべく近所の友だちと遊ばせておきましょう。

学校にはいつかはじめのころはなかなか人なれないので、うちの人からはなれないようなこともあります。子どもの遊び相手も、少しでも早くからつくつてあげて、生活を考えるように、今から家庭で準備しておくことがたいせつなことでしょう。



「公報さるま」は、町政のいろ／＼なことを知つていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通じて全世帯に配付しております。みなさまの建設的な御意見や質問は庶務課庶務係へお寄せください。